

平成21年第1回定例会（2月）

愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議録

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程

平成21年2月13日（金曜日）午後2時開議 メルパルク名古屋3階「カトレア」

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 発議第1号 愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第6 議案第1号 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第2号 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第3号 愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第4号 愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第5号 愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第6号 平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第7号 平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第8号 平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第14 議案第9号 平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第15 一般質問
- 第16 請願第1号 後期高齢者医療制度の改善についての請願書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（31名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 長瀬 悟 康 | 2番 木村 正 範 |
| 3番 黒田 龍 嗣 | 4番 鈴木 貢 |
| 5番 伊藤 隆 信 | 6番 山田 弘 光 |
| 7番 加藤 錠司郎 | 8番 谷口 マスラオ |
| 9番 余語 充 伸 | 10番 大宮 吉 満 |
| 11番 杉藤 憲 二 | 12番 八木 祥 信 |

13番	松井卓朗	14番	澤潤一
15番	石川信生	16番	坂井一志
17番	笹野康男	18番	高須一弘
19番	杉浦昇	20番	加藤芳文
21番	兵藤祐治	22番	坂本松次郎
24番	夏目忠男	25番	荒木貞夫
26番	工藤彰三	27番	服部将也
28番	斎藤まこと	29番	諸隈修身
31番	江口文雄	33番	田口一登
34番	中田ちづこ		

欠席議員

23番 波多野 努
30番 渡辺 義郎
32番 加藤 武夫

説明のため出席した者

広域連合長	松原武久
副広域連合長	増岡錦也
事務局長	羽谷篤
事務局次長	船戸淳
会計管理者	伊與田逸郎
総務課長	鈴木茂彦
管理課長	池野肇
給付課長	鈴木敏夫
庶務グループリーダー	鈴木努

職務のため出席した者

議会事務局長	鈴木茂彦
議会事務局書記	夏目守雄
議会事務局書記	岸田裕夫

平成21年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

平成21年2月13日（金）

○議長（長瀬悟康） ただいまの出席議員数は31名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとなっております。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、議長において指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。

13番、松井卓朗議員及び14番、澤潤一議員にお願いいたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長瀬悟康） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、「諸般の報告」を行います。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

広域連合監査委員より報告された例月出納検査の結果については、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（松原武久） 松原広域連合長。

○議長（長瀬悟康） 松原広域連合長。

（広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（松原武久） 広域連合長の松原でございます。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、広域連合議会の定例会をお願いいたしましたところ、皆様方におかれましては、大変ご多用にもかかわらずご出席を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、長寿医療制度につきましては、国による再三にわたる軽減策等に対応するため、私ども広域連合や市町村は、被保険者の皆様に対する広報や相談を繰り返し行い、制度発足当初の混乱はようやく収まった感がございます。

そうした中で、9月の舛添厚生労働大臣の制度見直し私案の公表以降、政府をはじめ各方面におきまして、制度そのものの見直しに関するさまざまな議論がなされておりますが、一方で、来年度からの保険料の軽減策や、年金からの保険料天引きの見直しなど現行の制度の手直しも進められているところでございます。

また、来年度におきましては、介護保険や国民健康保険などと連携して実施いたします高額医療・高額介護合算制度が新たに始まりますので、市町村と十分に連携、協議を行いながら、広報を始めとした事務を着実にを行うことにより、制度の定着に向け全力を挙げて取り組んで参りたいと考えております。

本日の定例会におきましては、来年度以降、所得の低い方に対する保険料の軽減を行うための条例の改正をはじめとする議案のご審議をお願い申し上げます。よろしくご審議いただき、適切にご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、甚だ簡単でございますが、私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（長瀬悟康） 日程第5、発議第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○3番議員（黒田龍嗣） 議長、3番、黒田。

○議長（長瀬悟康） 黒田議員。

○3番議員（黒田龍嗣） 発議第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、提案理由をご説明申し上げます。

昨年9月1日に施行されました地方自治法の一部を改正する法律におきましては、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議を行うための場を設けることができる。」とされたことに伴い、本広域連合議会におきましても、その旨を会議規則に定めるものでございます。

主なものといたしまして、「議案の審査又は議会の運営に関し協議を行うための場を別表のとおり設ける」旨の規定を会議規則第99条に明記し、「協議の場」といたしまして、「議案説明会」及び「議員全員協議会」を別表に定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（長瀬悟康） 本件につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

発議第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長瀬悟康） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（長瀬悟康） 羽合事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページ、それから、申しわけございません、定例会資料の3ページをご覧くださいと思います。

平成20年4月からの後期高齢者医療制度の実施状況等を踏まえまして、制度の円滑な運営を図り、高齢者の置かれている状況を十分配慮し、きめ細かな措置を講ずるため、平成20年度において実施されました保険料の軽減対策を平成21年度においても実施するために条例を規定するものでございます。

改正の内容でございます。

1点目といたしまして、所得の少ない者に係る均等割額の減額措置といたしまして、7割減額世帯のうち被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯については新たに9割軽減とするものであります。この対象者は11万2,500人、軽減額9億376万円と見込んでおります。

2点目でございます。

所得割額の減額措置といたしまして、21年度以降も保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方の所得割額を5割軽減とするものであります。この対象者は5万4,500人、軽減額5億7,575万9,000円と見込んでおります。

3点目といたしまして、被用者保険の被扶養者に対する均等割額を9割軽減するというものを21年度においても継続するというものであります。対象者は8万3,300人、軽減額12億円を見込んでおります。

これら軽減策の対象者は合計で25万300人、軽減額合計で26億7,951万9,000円を見込んでおります。この財源につきましては、この後の議案第2号「基金条例の一部改正」、議案第6号「平成20年度補正予算」及び議案第8号「平成21年度当初予算」でご審議をお願いいたしますが、国が高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により全額を補填するものでございます。

また、施行期日は平成21年4月1日からとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（長瀬悟康） これから質疑を行います。

33番、田口一登議員から通告がありましたので、質疑を許します。

○33番議員（田口一登） 議長、33番、田口一登。

○議長（長瀬悟康） 田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 議案第1号について質問します。

本件は、21年度における保険料軽減対策として、均等割の7割軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下の場合、均等割を9割軽減する、所得割を負担する方のうち、年金収入が211万円以下の場合、所得割を50%軽減する、被用者保険の被扶養者の均等割9割軽減を1年継続するというものであります。後期高齢者医療制度に対する国民の怒りの矛先の1つが重い保険料負担に向けられてきましたが、今回の保険料軽減対策によって、一部の人についてはありますが、保険料負担が軽減されることとなります。しかしながら、今回の軽減対策では不十分であり、さまざまな矛盾も生じることを指摘しなければなりません。

その1つは、20年度の保険料においては、均等割の7割軽減世帯の場合、すべての方が8.5割軽減となっていました。21年度以降は、9割軽減の対象者が75歳以上の人全員が年金収入80万円以下の場合に限定されたために、9割軽減の対象から外れて7割軽減に戻ってしまう人が出てくることです。

そこでお尋ねをしますが、21年度の保険料において、8.5割軽減から7割軽減に戻ってしまう人は何人、何%いると見込んでいるのか、お答えください。具体的なケースについて伺いたい。例えば、後期高齢者の夫婦世帯の場合、妻は年金収入のみで年間60万円しかなくても、夫の年金収入が90万円あったら、夫婦とも均等割の9割軽減の対象にならないのではないですか。したがって、この夫妻の場合、20年度の保険料は8.5割軽減とされていたため、夫婦各々6,000円でしたが、21年度には7割軽減に戻ってしまうため、保険料が各々1万2,000円へと倍増するのではありませんか。確認させていただきます。

この夫妻世帯のケースでは、夫婦合わせた年金収入は年間150万円です。ところが、世帯の年金収入が同じく150万円であっても、夫婦のいずれの年金収入も80万円以下の世帯の場合は9割軽減の対象となるため、年間保険料は各々4,000円になります。したがって、世帯の年金収入が150万円しかない低所得の世帯であっても、一方は1万2,000円、一方は4,000円と保険料の負担に3倍の格差が生じるというのは不公平ではないでしょうか。認識を伺います。

今回の保険料軽減対策の問題点のもう一つは、被用者保険の被扶養者の場合、22年度に保険料の急激な負担増をもたらすケースが少なくないということです。被用者保険の被扶養者は、後期高齢者医療制度に移行する前までは保険料負担はありませんでしたが、昨年10月から保険料を負担しなければならなくなりました。激変緩和措置として均等割の9割軽減を21年度も継続するとしても、19年度まではゼロだった保険料が20年度には年間2,000円の負担となり、21年度には4,000円へと倍増します。そして、22年度以降は激変緩和措置がなくなりますので、本来の保険料額を負担しなければなりません。

例えば、年金収入が80万円の後期高齢者の母親が給与年収が140万円の息子の健康保険の被扶養者になっていた世帯は、母親の保険料額はどのように推移するのか。息子の所得が68万円を超えるため、この母親も22年度の保険料は均等割の軽減対象とはなりません。均等割額が22年度もほとんど変わらないと仮定しても、年間4万円余の保険料となります。21年度は9割軽減で4,000円ですので、22年度には負担が10倍に増えることになるのではありませんか。確認させていただきます。

以上、事務局長の答弁を求めて、私の第1回目の質問を終わります。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（長瀬悟康） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 保険料の軽減に関しまして何点かご質問をいただきました。

まず、第1点目の8割5分軽減から7割軽減となることについてでございますが、平成20年度におきましては、経過措置として7割軽減を一律8割5分軽減としたものでございますが、平成21年度につきましては、7割軽減のうち一定の条件に当てはまる方を9割軽減とするもので、ご指摘のように8割5分軽減から7割軽減となる方もお見えになり

ます。その対象者数は約7万2,000人、全被保険者の11%程度と見込んでおります。

次に、9割軽減に関する具体的なケースでのご質問でございます。

議員のご指摘のとおり、9割軽減については、後期高齢者の被保険者全員が年金収入で80万円以下の世帯というのが条件となりますので、夫の年金が90万円の場合は9割軽減の対象とはならず、ご指摘のように7割軽減の保険料となります。また、年金が夫婦とも80万円以下の場合は9割軽減となる訳でございます。夫婦合わせた世帯の収入額が同じでも、世帯によって軽減される場合とされない場合が生じるものでございます。それは、制度上、今のところやむを得ないのではないかと、こういうふうと考えております。

最後に、被用者保険の被扶養者の軽減についてでございます。

被用者保険の被扶養者であった方については、現在、激変緩和措置として資格を取得してから2年間軽減されることとなっております。この軽減期間が終了すれば、ご指摘のとおり、他の被保険者の方と同様の算定に基づいた保険料をご負担していただく、こういうことになると思います。

以上でございます。

○議長（長瀬悟康） 田口一登議員。

○33番議員（田口一登） ただいまの答弁でも明らかなように、今回の保険料軽減対策は十分なものとは言えません。75歳以上の人全員が年金収入80万円以下の場合に限定されたために、全被保険者の11%に当たる約7万2,000人もの方が20年度と比べて保険料の負担が増えます。軽減対策と言いながら、保険料が増加する低所得者が少なからず生まれる事は問題であります。夫婦世帯の場合では、世帯の年金収入が同じでも9割軽減の対象になる場合とならない場合があり、保険料に不公平な格差が生じます。さらに、同居する子供など世帯主に一定の所得があり、もともと7割軽減の対象になっていない世帯の場合、たとえ年金収入が80万円以下であっても今回の9割軽減の対象とはなりません。しかも、所得割の50%軽減については、年金収入153万円から211万円の人が対象であるため、年金収入が80万円を超えて153万円に満たない人は、年金額が少ない低所得者であるにもかかわらず、今回の軽減対策のどれにも対象になりません。また、被用者保険の被扶養者の場合、22年度に保険料の急激な負担増をもたらすケースが少なくありません。

こうした点から、今回の保険料軽減対策がまだまだ不十分で矛盾を抱える見直しだと考えますが、連合長はどのように認識されておられますか。

そして、さまざまな問題点や矛盾を解決するためには、制度の存続を前提とするならば、低所得者からは保険料を徴収しない新たな減免制度を設けるなど、更なる見直しを国に求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

○広域連合長（松原武久） 松原広域連合長。

○議長（長瀬悟康） 松原広域連合長。

○広域連合長（松原武久） 今回の保険料軽減対策に対します連合長の認識についてお尋ねをいただきました。

後期高齢者医療制度は、高齢者の方々にも一定の保険料負担をしていただきながら、社会全体で高齢者の医療を支えようとするものでございます。そのため、すべての被保険者の方々に県下一律の基準により保険料を負担していただくこととなりますが、今回の保険

料軽減策によりまして、低所得の方には新たに9割軽減が設けられまして、より負担が軽減されるものと考えております。

国におきましては、制度の見直しに向けての議論が現在なされているところでありまして、現時点で国への要望は考えていないところでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（長瀬悟康） 田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 連合長は、国に対して更なる保険料減免を求める考えはないようです。残念でなりません。今回の軽減対策によって、確かに一部の人であっても保険料の負担が軽くなり、しかも、その財源は全額国が負担するという点は評価したいと思いますが、しかし、これで十分と言えるものでは決してありません。今回の軽減対策でよしとせず、保険料の減免制度を更に拡充することを求めて、質問を終わります。

○議長（長瀬悟康） 通告のございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長瀬悟康） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（長瀬悟康） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議案第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」、提案理由をご説明させていただきます。

議案書の9ページ、定例会資料の11ページになります。

後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、平成19年2月定例会で制定いたしました愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例につきまして、20年度及び21年度における保険料軽減対策、広域連合及び市町村が実施する事業につきまして、国が今年度20年度の補正予算等に対応いたしました高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、これを受け入れるため、21年度の事業の財源として充当するため、基金条例の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしまして、「21年度における被用者保険の被扶養者に対する激変緩和措置の財源に充当すること」、「広域連合が事業を計画、策定して、広域連合及び市町村が実施する説明会、広報及びきめ細やかな相談体制の整備などに対する経費の財源に充当すること」、「21年度における所得の低い方に対しまして実施する保険料軽減対策に対する財源に充当することを追加する」ものでございます。また、附則として、基金の効力期間を1年間延長いたしまして、平成22年3月31日までとしている現行の規定を平成23

年3月31日に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（長瀬悟康） 本件について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議案第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長瀬悟康） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第9、議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2件を一括議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（長瀬悟康） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案書で申しますと13ページでございます。議案第3号、それから、17ページ、議案第4号、それから、定例会資料の13ページ、15ページになりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

この改正は、発議第1号の「愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」に関連いたしまして、会議規則に規定されました協議等の場に出席した場合に、議員に対しまして議員報酬を支給する必要が生じますことから、支給に関する規定及びこれに関連する引用の条項を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（長瀬悟康） 本件につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

まず、議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長瀬悟康） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費

用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(長瀬悟康) 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第5号「愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長(羽谷篤) 議長、事務局長。

○議長(長瀬悟康) 羽谷事務局長。

○事務局長(羽谷篤) 議案第5号「愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案書の21ページ、定例会資料の17ページをご覧くださいと存じます。

この改正は、統計法の改正、これは全面改正なんですけども、改正に伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例における適用除外項目、これは46条の規定でございますけども、この規定の整備を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(長瀬悟康) 本件につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議案第5号「愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(長瀬悟康) 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第6号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」及び日程第12、議案第7号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」の2件を一括議題といたします。

事務局より提案理由の説明を求めます。

○事務局長(羽谷篤) 議長、事務局長。

○議長(長瀬悟康) 羽谷事務局長。

○事務局長(羽谷篤) 議案第6号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」及び議案第7号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、一般会計の方でございます。議案書の27ページをご覧くださいと思います。

議案第6号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」につきましては、予算現額31億1,650万3,000円に歳入歳出それぞれ28億8,448万円、これを増額いたしまして、補正後総額を60億98万3,000円とする補正予算をお願いするものでございます。

財源は、国からの補助金、交付金及び前年度繰越金を充てるとともに、当初予定していなかった補助金等が交付されることに伴い、市町村からの事務費負担金を減額いたすもの

でございます。

歳入の主な内容でございますが、36ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1款、分担金及び負担金でございますが、前年度繰越金の組み入れ及び国からの補助金等の増によりまして、市町村負担金を1億3,523万5,000円減額するものでございます。

次に、第2款、国庫支出金でございます。37ページ、説明欄にございますように、後期高齢者医療制度事業費補助金、調整交付金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金及び高齢者医療の円滑な運営のため国が補正予算で対応いたしました高齢者医療円滑運営臨時特例交付金、これは基金へ積み立てるものでございますけれども、合計28億5,796万円、これを計上させていただいております。

次に、第6款、繰入金でございます。本年度臨時特例基金へ積み立てます高齢者医療円滑運営臨時特例交付金27億7,837万5,000円のうち、平成20年度事業分として取り崩しをいたします8,532万2,000円、これを基金から繰入金として増額計上させていただいております。

次に、第7款、繰越金でございますが、前年度繰越金1億6,593万6,000円のうち、予算措置がされていなかった7,643万3,000円、これを予算化するものでございます。

次に、歳出でございます。38ページをごらんいただきたいと思います。

第2款、総務費でございます。39ページ、右の方の説明欄にありますように、一般管理費といたしまして、市町村が実施する説明会、広報、きめ細やかな相談体制の整備等への補助金として5,468万5,000円及び標準システム改修事業費分担金として国保中央会への負担金1,500万円、合わせて6,968万5,000円を計上いたしております。

また、啓発費の執行残を電算システム維持管理費の経費とするため、1,104万5,000円の減額を行いますとともに、電算システム維持管理費といたしまして5,505万円、計1億1,369万円を計上いたしております。

次に、第3款、民生費でございますが、資格賦課管理費のうち、被扶養者リスト提供手数料の執行残を758万5,000円の減額、これを減額いたしまして、先ほどの電算システム維持管理費の経費といたします。

また、後期高齢者医療臨時特例基金積立金といたしまして、歳入でご説明いたしました高齢者医療円滑運営臨時特例交付金27億7,837万5,000円をそのまま基金のほうに積み立てさせていただきます。

以上、歳入歳出それぞれで28億8,448万円の補正を行いまして、補正後総額60億98万3,000円計上するものでございます。

次に、特別会計でございます。

議案第7号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」についてであります。52ページをごらんいただきたいと思います。

歳入におきまして、昨年8月の定例議会におきまして、20年度の保険料軽減対策に係る保険料の減額分を調整交付金で15億3,000万円受け入れるという補正予算案をお願いし、ご議決いただいたところでございますが、その後、国におきまして、その15億3,000万円の金額につきましては、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で対応すると

いうこととされましたことから、歳入科目の更正を行うものでございます。従いまして、予算総額4,575億2,000万円に変わりはございません。

説明は以上でございます。

○議長（長瀬悟康） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

まず、議案第6号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

議案第6号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長瀬悟康） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

議案第7号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長瀬悟康） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第8号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

事務局からの提案理由の説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（長瀬悟康） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議案第8号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、提案理由をご説明申し上げます。

平成21年度予算書及び予算説明書、横開きの方なんですけれども、そちらの方をご覧いただきたいと思います。

数ページめくっていただきまして、一般会計予算という表紙があると思います。これの1ページでございます。第8号議案をご覧いただきたいと思います。

平成21年度一般会計予算につきましては、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ42億7,518万5,000円となっております。前年度当初予算と比較しますと約12億4,700万円増加しておりますけれども、先ほど平成20年度補正予算で説明申し上げましたとおり、基金の関係の取り崩しがほとんどでございます。

第2条におきまして、一時借入金の限度額を1,000万円としております。

少し飛びまして、10ページをご覧いただきたいと思います。

10ページ、歳入でございます。歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。

まず、第1款、分担金及び負担金でございますが、市町村負担金として61市町村からの事務費負担金13億7,365万4,000円、それを計上しております。

第2款、国庫支出金でございますが、保険料の不均一賦課を県内では新城市、飛島村、東栄町、設楽町、豊根村の5つの市町村で実施しておりますが、賦課の差額分を国と県で